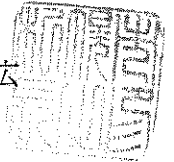


令和5年(2023年)4月26日付け札幌市告示第2031号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和5年(2023年)5月11日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第2031号別表の工事番号「23(下)第0067号」工事名「豊平川処理区菊水上町1条1丁目ほか下水道新設工事」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

0	調達案件番号	2303006711	
1	工事（業務）番号	23（下）第 0067 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	豊平川処理区菊水上町1条1丁目ほか下水道新設工事
		工事（履行）場所	札幌市白石区菊水上町1条1丁目ほか
		工事（業務）内容	工事総延長 L=430m 1 管きょ工（管更生） D=1,000~800mm L=430m
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※詳細は、「16. 注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（地域貢献I型・事後審査方式）（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照すること。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順1位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和5年6月7日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和5年05月19日（08時00分～20時00分） 令和5年05月22日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和5年05月23日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項	<p>※告示文及び入札説明書を参照すること。</p> <p>※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記載された評価区分及びその得点に基づき算出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の試行工事である。</p> <p>※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。</p> <p>※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告しなければならない。</p> <p>※開札後、審査順1位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6申請書等提出期限（日））に、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。</p> <p>※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。</p> <p>工期は契約締結期限日から「令和6年3月17日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。</p> <p>本工事の契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間を対象とする保証とする。</p> <p>※本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。</p> <p>受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。</p>	
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	下) 事業推進部管路保全課
		電話番号	011-818-3451

## 特記仕様書（フレックス工期）

### ○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

### ○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

#### 【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和6年3月10日」まで

#### 【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和6年1月10日」まで

※契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は発注者の責任において行う。

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

### ○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

### ○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

### ○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

# 訂正後

## 特記仕様書（フレックス工期）

### ○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

### ○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

#### 【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和6年3月17日」まで

#### 【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和6年1月17日」まで

※契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は発注者の責任において行う。

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

### ○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

### ○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

### ○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を契約締結期限日からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

# 訂正前

機械器具損料算定表

機 械 名	規 格			北 海 道 補 正	(1) 基礎 価格 (千円/台)	(2) 標準使 用年数 (年)	償却費 率	年 間 標 準			t 供用日 当り 標準運 転時間 (日)	T 運転日 当り 標準運 転時間 (日)	(6) 維持修 理費率 (%)	(7) 年間管 理費率 (%)	運転1時間当り		供用1日当り			運転1時間当り 換算値		供用1日当り 換算値		摘 要
	諸 元	機関出 力 (kW)	機械質 量 (t)					(3) 運転 時間 (H)	(4) 運転 日数 (日)	(5) 供用 日数 (日)					(8) 損料率 ×10 <sup>-6</sup>	(9) 損料 (円)	(10) 損料率 ×10 <sup>-6</sup>	(11) 損料 (円)	(12) 損料率 ×10 <sup>-6</sup>	(13) 損料 (円)	(14) 損料率 ×10 <sup>-6</sup>	(15) 損料 (円)		
																							損料率	
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型(第1次基準値)37/45kVA			有	10.0	0.92		110	130	0.85		30	8.0											R4建設機械等損料表北海道補正版 1510-022-001-045
塩 ビ 溶 接 機				有	3.0	0.93			90			80	7.0			7,185								基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の2社平均単価を使用
トラック(クレーン装置付)	4~4.5t 2.9t																							R4建設機械等損料表北海道補正版 0302-021-043-001
給 水 車	製管工法機械 4t 121kW			有	7.0	0.90	540	135	220	4.80	5.8	40	13.0											基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の2社平均単価を使用
裏込注入フランク車	1号、2号用			有	5.0	0.91		120	160	0.75			85	7.0							(日) 3,517			基礎価格見積策定単価
支保材(円形管用)	4点支保(730≦更生管径<1000)			有	3.0	1.00			120				30	5.0			4,028							基礎価格見積策定単価
鋼 管 ハ イ フ	50A 2B L=2.43m			無																				基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の積算資料単価を使用
ト ッ プ シ ョ イ ン ト	ハウジング形管継手 DG型R-5 φ50			無																				基礎価格は23.04積算資料単価を使用
内 部 注 入 口				無																				基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の積算資料単価を使用
注 入 ホ ー ス	φ50×20m			無																				基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の積算資料単価を使用
圧 力 ケ ー シ ュ プ ロ テ ク タ ー				無																				基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の積算資料単価を使用
圧 力 ケ ー シ ュ	φ100 1.6級 0.1MPa			無																				基礎価格は23.04積算資料単価を使用
製 管 機	自走式 M型			有	3.0	0.91	360	60	90	4.00	6.0	60	7.0	977		2,463								基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の2社平均単価を使用
油 圧 ユ ニ ッ ト	自走式 M型 3.7kw			有	3.0	0.91	360	60	90	4.00	6.0	60	7.0	977		2,463								基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の2社平均単価を使用
製 管 機	自走式 L型			有	3.0	0.91	360	60	90	4.00	6.0	60	7.0	977		2,463								基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の2社平均単価を使用
油 圧 ユ ニ ッ ト	自走式 L型 7.5kw			有	3.0	0.91	360	60	90	4.00	6.0	60	7.0	977		2,463								基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の2社平均単価を使用
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型(第1次基準値)50/60kVA			有	10.0	0.92		110	130	0.85		30	8.0											R4建設機械等損料表北海道補正版 1510-022-001-060
T 字 管	ねじ込み式可鍛鉄製管継手(黒・白) 径違いチース φ50			無																				基礎価格は23.04建設物価及び積算資 料の2社平均単価を使用
T 字 管	ねじ込み式可鍛鉄製管継手(黒・白) チース φ50			無																				基礎価格は23.04建設物価及び積算資 料の2社平均単価を使用
ニ ッ プ ル	ねじ込み式可鍛鉄製管継手(黒・白) φ50			無																				基礎価格は23.04建設物価及び積算資 料の2社平均単価を使用

※損料は有効数字3桁表示(有効数字4桁四捨五入)。

※損料算出の際は、上表に豪雪地帯において使用する機械の補正(100分の115)を行う。

# 訂正後

機械器具損料算定表

機 械 名	規 格			北 海 道 補 正	(1) 基 礎 価 格 (千円/台)	(2) 標 準 使 用 年 数 (年)	償 却 費 率	年 間 標 準			t 供 用 日 当 り 標 準 運 転 時 間 時間	T 運 転 日 当 り 標 準 運 転 時 間 時間	(6) 維 持 修 理 費 率 (%)	(7) 年 間 管 理 費 率 (%)	運 転 1 時 間 当 り		供 用 1 日 当 り			運 転 1 時 間 当 り 換 算 値		供 用 1 日 当 り 換 算 値		摘 要	
	諸 元	機 関 出 力 (kW)	機 械 質 量 (t)					(3) 運 転 時 間 (H)	(4) 運 転 日 数 (日)	(5) 供 用 日 数 (日)					(8) 損 料 率 ×10 <sup>-6</sup>	(9) 損 料 率 (円)	(10) 損 料 率 ×10 <sup>-6</sup>	(11) 損 料 率 (円)	(12) 損 料 率 ×10 <sup>-6</sup>	(13) 損 料 率 (円)	(14) 損 料 率 ×10 <sup>-6</sup>	(15) 損 料 率 (円)			
																							損料率		損料
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型(第1次基準値)37/45kVA			有	10.0	0.92		110	130	0.85		30	8.0												R4建設機械等損料表北海道補正版 1510-022-001-045
塩 じ ゃ 溶 接 機				有	3.0	0.93			90			80	7.0			7,185									基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の2社平均単価を使用
トラック(クレーン装置付)	4~4.5t 2.9t			有	12.5	0.91	760	130	160	4.80	5.8	40	13.0						309			1,624		R4建設機械等損料表北海道補正版 0302-021-043-001	
給 水 車	製管工法機械 4t 121kW			有	7.0	0.90	540	135	220	2.50	4.0	30	6.0										1,137	基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の2社平均単価を使用	
裏 込 注 入 フ ラ ン ト 車	1号、2号用			有	5.0	0.91		120	160	0.75		85	7.0												基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の2社平均単価を使用
支 保 材 (円 形 管 用 )	4点支保(730≦更生管径<1000)			有	3.0	1.00			120			30	5.0			4,028									基礎価格見積算定単価
鋼 管 ハ イ フ	50A 2B L=2.43m			無												×1/120									基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の積算資料単価を使用
ト ッ プ シ ョ イ ン ト	ハウジング形管継手 DG型R-5 φ50			無												×1/120									基礎価格は23.04積算資料単価を使用
内 部 注 入 口				無												×1/20									基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の積算資料単価を使用
注 入 ホ ー ス	φ50×20m			無												×1/20									基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の積算資料単価を使用
圧 力 ケ ー シ ュ プ ロ テ ク タ ー				無												×1/20									基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の積算資料単価を使用
圧 力 ケ ー シ ュ	φ100 1.6級 0.1MPa			無												×1/20									基礎価格は23.04積算資料単価を使用
製 管 機	自走式 M型			有	3.0	0.91	360	60	90	4.00	6.0	60	7.0	977		2,463									基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の2社平均単価を使用
油 圧 ユ ニ ッ ト	自走式 M型 3.7kw			有	3.0	0.91	360	60	90	4.00	6.0	60	7.0	977		2,463									基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の2社平均単価を使用
製 管 機	自走式 L型			有	3.0	0.91	360	60	90	4.00	6.0	60	7.0	977		2,463									基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の2社平均単価を使用
油 圧 ユ ニ ッ ト	自走式 L型 7.5kw			有	3.0	0.91	360	60	90	4.00	6.0	60	7.0	977		2,463									基礎価格はR4推進工事用機械器具等基 礎価格表の2社平均単価を使用
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型(第1次基準値)50/60kVA			有	10.0	0.92		110	130	0.85		30	8.0												R4建設機械等損料表北海道補正版 1510-022-001-060
T 字 管	ねじ込み式可鍛鉄製管継手(黒・白) 径違いチース φ50			無												×1/20									基礎価格は23.04建設物価及び積算資 料の2社平均単価を使用
T 字 管	ねじ込み式可鍛鉄製管継手(黒・白) チース φ50			無												×1/20									基礎価格は23.04建設物価及び積算資 料の2社平均単価を使用
ニ ッ プ ル	ねじ込み式可鍛鉄製管継手(黒・白) φ50			無												×1/20									基礎価格は23.04建設物価及び積算資 料の2社平均単価を使用

※損料は有効数字3桁表示(有効数字4桁四捨五入)。

※損料算出の際は、上表に豪雪地帯において使用する機械の補正(100分の115)を行う。